

## 道路法第37条第1項に基づく占用を制限する道路の区域及び制限開始日

管轄事務所	道路の種類	路線名	占用を制限する区域	制限開始の期日	備考
兵庫国道事務所	一般国道	2号	自) 大阪市西淀川区佃町二丁目地先 至) 神戸市西区玉津町小山字走り田地先	平成28年4月1日	
兵庫国道事務所	一般国道	28号	自) 明石市大蔵八幡町地先 至) 明石市中崎二丁目地先	平成28年4月1日	
兵庫国道事務所	一般国道	28号	自) 淡路市岩屋字片浜地先 至) 南あわじ市福良字築地町甲地先	平成28年4月1日	
兵庫国道事務所	一般国道	43号	自) 尼崎市東本町一丁目地先 至) 神戸市灘区岩屋南町地先	平成28年4月1日	
兵庫国道事務所	一般国道	171号	自) 池田市豊島南町二丁目地先 至) 西宮市和上町地先	平成28年4月1日	
兵庫国道事務所	一般国道	175号	自) 神戸市西区玉津町小山字走り田地先 至) 丹波市氷上町横田字中ら堂地先	平成28年4月1日	
兵庫国道事務所	一般国道	176号	自) 西宮市山口町下山口一丁目地先 至) 宝塚市栄町三丁目地先	平成28年4月1日	

注) バイパス等の複線区間を含みます。複線区間については別途掲載の路線図をご覧ください。  
 路線が重複する道路は上位路線で指定しています。  
 占用を制限する区域の範囲は管轄事務所で確認することができます。